様式第12号（第41条関係）

［略］

注１　設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載すること。

［２～６　略］

７　検証の際に使用した測定器等が第５条の２の測定器その他の設備であって、当該測定器等の較正等を行った年月日の翌月の１日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が１年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、較正等の方法が法第87条第１項第２号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

様式第12号（第41条関係）

［同左］

注１　設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載することとする。

［２～６　同左］

７　較正等の方法が法第87条第１項第２号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

改正後	改正前
８　［略］	８　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

告示

○法務省告示第四百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
名称	所在地	実習内容	名称	所在地	実習内容
［略］			［同上］		
アルプス観光株式会社	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂五百七十七番地の十三	ホテル業務	［項を加える。］		
有限会社穂高荘	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂四百十八番地	ホテル業務	［項を加える。］		
有限会社ティ・ティ・エヌ	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯百三十八番地	ホテル業務	［項を加える。］		

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

備考　表中の［　］の記載は注記である。